

一般社団法人長野県農業会議 第84回常設審議委員会の概要

令和5年3月15日(水)に長野市「JA長野県ビル」において、第84回常設審議委員会を開催しました。

審議結果等の概要は次のとおりです。

記

1 農地法等に基づく審議

(1) 第1号～第2号議案(資料②-正、③-正)

農地法第4・5条の規定に基づく農業委員会からの意見聴取案件について審議した結果、営農型発電施設案件を除いた全ての案件について「許可相当」として意見回答することを決定しました。

(2) 第3号議案

ア 上田市(水稲・大豆、5条)【資料④-正】

新規5件の営農型太陽光発電施設案件は、全て許可相当として意見回答することを決定しました。

イ 長野市(わらび他4品目、5条)【資料⑤-正】

新規1件の営農型太陽光発電施設案件は、提出された審議資料では、作物栽培配置を記載した配置図が無く効率利用が確認できない・収支計画の不明点が多い・申請人に係る権利設定に確認すべき点がある等の意見が多数出され、採決できない状況であるとの意見が出されました。

このため、長野市農業委員会に対し、至急、出された意見に対する修正資料を提出いただき、本案件の扱いについては当会議正副会長に一任いただくことで、出席された全常設審議委員から承認いただきました。

3 協議事項

(1) 令和5年度常設審議委員会の開催日(案)について

(2) 農地等利用最適化推進施策に関する改善意見(案)について

資料⑥・⑦により説明し承認されました。

一般社団法人長野県農業会議 第84回常設審議委員会 出席者名簿

期日 2023/3/15
場所 JA長野県ビル12A

■常設審議委員 在籍者29人、出席者27人

○印は出席者

		氏 名		
正副会長	23 (会 長) ○	1 (副会長) ○	8 (副会長) ○	
	望月 雄内	市川 覚	田中 悦郎	
常設審議委員	2 小山田 武 ○	3 伊藤 利孝 ○	4 小島 幸夫 ○	
	5 有馬 久雄 ○	6 高田 清人 ○	7 織田 晴久 ○	
	9 中島 完二 ○	10 伊藤 宏昭 ○	11 保木野 幸雄 ○	
	12 勝山 信久 ○	13 青木 保 ○	14 佐野 啓明 ○	
	15 松永 晋一 ○	16 神農 佳人 ○	17 中村 光男 ○	
	18 千國 茂 ○	19 宮澤 清志 ○	20 北原 富裕 ○	
	21 所 弘志 ○	22 武重 正史 ○	24 鷺田 武司 ○	
	25 柳田 清二 ○	26 高林 敬子 ○	27 沼田 浩子 ○	
	28 小林 文彦 ○	29 伊藤 洋人 ○		
県等	<ul style="list-style-type: none"> ・県農政部農業政策課:安藤忠幸 課長補佐兼農業団体・共済係長、小市 晃農地調整係長、上條主事 ・上田市農業委員会 小泉事務局長、笠井主事 ・長野市農業委員会 大前係長 			
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県農業会議 :伊藤洋人 専務理事兼事務局長(前掲)、中島健貴 参事兼部長、小林佳昭部長、神林公雄 部長、山際義人 部長代理、土屋剛志 次長、森住浩光 審議役、松田美夏 係長、倉田幸代囑託 			



茅野市農業委員会長 様

長野県農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人長野県農業会議
会長 望月 雄内

農地法第5条の規定による意見回答について

令和5年2月1日付4農委第274号で依頼のありましたこのことについて、令和5年2月15日に開催しました第83回常設審議委員会において審議した結果、下記のとおりとしました。

記

1 農地法第5条1番 許可相当

「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて（平成30年5月15日3農振第78号・最終改正令和3年6月14日3農振第714号）」（以下、国通知という。）に基づき、一時転用許可を受けた者に対し、営農の適切な継続の判断のため、毎年農業委員会へ出荷量を証する書面等を添付した「営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告書」の提出し、その内容が太陽光パネル下の生産量とパネル下以外の生産量を明確に分け、営農計画書の進捗状況等が分かるよう御指導願います。

また、国通知に基づき農地パトロール等の際に定期的に生育状況等を確認し、営農の適切な継続が確認されていないと判断される場合には、必要な指導助言を行うとともに、県に報告されるよう願います。

また、県におかれましては、転用期間中の営農の適切な継続が図られるよう「営農型発電設備の下部地における営農の適切な継続」について指導を行っていただくとともに、期間終了後の次回更新許可申請時に、パネル下部における単収が地域の平均的な単収と比べ2割以上減少している場合は、更新を許可しないよう求めます。

担 当 農政・農地部

(部長) 小林佳昭 (担当) 森住浩光

TEL026-217-0291 FAX026-219-2953

E-mail 24nousei@nca.or.jp

農地法第4条第3項の規定による意見聴取件数・面積一覧表

(令和5年3月)

地区名 農業委員会名	市町村数	件数	面積 (㎡)		
			田	畑	計
東 信	0	0	0.00	0.00	0.00
南 信	1	1	0.00	3,263.00	3,263.00
宮田村	1	1	0.00	3,263.00	3,263.00
中 信	0	0	0.00	0.00	0.00
北 信	0	0	0.00	0.00	0.00
合 計	1	1	0.00	3,263.00	3,263.00

農地法第5条第3項の規定による意見聴取件数・面積一覧表

(令和5年3月)

地区名 農業委員会名	市町村数	件数	面積 (㎡)		
			田	畑	計
東 信	1	6	0.44	6,449.17	6,449.61
上田市		6	0.44	6,449.17	6,449.61
南 信	3	4	8,987.55	9,983.28	18,970.83
宮田村		1	0.00	3,330.00	3,330.00
飯田市		2	1,587.55	6,653.28	8,240.83
高森町		1	7,400.00	0.00	7,400.00
中 信	3	6	33,393.00	774.00	34,167.00
松本市		2	12,220.00	0.00	12,220.00
安曇野市		3	11,761.00	0.00	11,761.00
大町市		1	9,412.00	774.00	10,186.00
北 信	1	3	2.83	5,379.93	5,382.76
長野市		3	2.83	5,379.93	5,382.76
合 計	8	19	42,383.82	22,586.38	64,970.20

令和5年度 常設審議委員会等 開催日(案)

令和5年3月15日

1 常設審議委員会

期 日	曜日	時 間	場 所	内 容	参集者
令和5年 4月14日	(金)	13:30~	長野市・JAビル 12A	農地審議ほか	常設審議委員
5月15日	(月)	"	長野市・JAビル 12A	"	"
6月15日	(木)	"	長野市・JAビル 12A	"	"
7月14日	(金)	"	長野市・JAビル 12B	"	"
8月10日	(木)	"	長野市・JAビル 12A	"	"
9月15日	(金)	13:00~	長野市・JAビル 12A	"	"
10月13日	(金)	13:30~	長野市・JAビル 12A	"	"
11月15日	(水)	"	長野市・JAビル 12A	"	"
12月15日	(金)	"	長野市・JAビル 12A	"	"
令和6年 1月15日	(月)	"	長野市・JAビル 12A	"	"
2月15日	(木)	"	長野市・JAビル 12A	"	"
3月15日	(金)	"	長野市・JAビル 12A(予定)	"	"

2 理事会、総会、農業委員会大会等

期 日	曜日	時 間	場 所	内 容	参集者
令和5年 6月2日	(金)	11:00~	松本市浅間温泉文化センター	第15回定時理事会	理事
6月2日	(金)	13:00~	松本市浅間温泉文化センター	市町村農業委員会長及び事務局長 合同会議	農業委員会長、 事務局長
6月20日	(火)	13:00~	松本市・浅間温泉文化センター	第8回通常総会	会員
11月21日	(火)	午後	長野市・ホクト文化ホール	第8回長野県農業委員会大会	農業委員会関係者
令和6年 2月15日	(木)	11:00~	長野市・JAビル 12A	第16回定時理事会	理事
3月26日	(火)	13:00~	長野市・自治会館2階 大会議室	第9回臨時総会	会員

(参考)全国農業会議所関係

期 日	曜日	時 間	場 所	内 容	参集者
令和5年 5月30日	(火)	13:00~14:50	東京都・文京シビックホール	全国農業委員会会長大会	農業委員会関係者
11月29日	(水)	(未定)	東京都・銀座プロッサム	農業者年金加入推進セミナー	農業委員会関係者
11月30日	(木)	(未定)	東京都・文京シビックホール	全国農業委員会会長代表者集会	農業委員会会長代表者

令和4年度 農地等利用最適化推進施策に関する改善意見（案）

農業委員会組織では、「担い手への農地の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」の3点を柱に農地等の利用の最適化に取り組んでいる。

こうした中、昨年5月、「人・農地など関連施策の見直しに関する関連法」が成立し、市町村は10年後の地域の農業振興・農地利用の指針となる「地域計画」を策定することとされ、農業委員会には「目標地図(素案)」の作成や市町村の協議の場への参加などが求められている。

同計画は令和7年3月が策定期限とされ、農業委員会では、これまで収集してきた農地の情報や、担い手等の意向などの情報を、最新の内容に更新するとともに、将来の農地利用の状況を目指地図の素案として示すなどの取組を集中的に実施し、市町村やJA等関係機関とともに地域農業のけん引役として、農業者・地域住民の期待に応えていく必要がある。

特に、本県においては、人口減少が進む中、農業従事者の高齢化率が全国平均を上回るなど、農業構造が脆弱化していることから、集落や地域による話し合いを十分に行い、今後の具体的な取組を検討し、将来にわたり地域の農業を維持し、次世代に継承していく活動を継続して進めていく必要がある。

一方、ロシアのウクライナ侵攻等の影響による農業資材等の価格高騰は、農業者の経営に深刻な影響を及ぼしており、将来に向けた不安が払拭されない中、担い手の農地の集積・集約化を阻害する要因となっており、有効な対策が求められている。

また、近年、一般の太陽光発電施設の転用案件及び営農型太陽光発電施設に関する一時転用案件において、近隣農業者や住民による景観や環境の悪化への懸念などによる反対の動きや、許可後においても、一時転用期間中に提出された営農計画が達成できないなどの事例がみられている。

ゼロ・カーボンの目標達成に向け再生可能エネルギーの活用は極めて重要であるが、その推進にあたっては地域の農業者、住民の理解など、地域との調和が不可欠であるが、現行の法制度のもとでは、営農型太陽光発電施設の設置について、農業者を含めた地域住民の声を適切に反映することが困難な状況にあり、適切な対応が求められている。

については、長野県農業委員会ネットワーク機構の業務を通じて得た知見に基づき、農地利用の最適化の推進に向けて、「担い手への農地の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入者の確保対策」に加え、「営農型等太陽光発電施設に関する諸問題への対処」、「最適化活動を進める前提となる農業者の経営安定対策等」について、下記のとおり改善意見を取りまとめたので、農業委員会等に関する法律第53条に基づき提出する。

記

1 担い手への農地の集積・集約化

(1) 地域計画、目標地図素案の策定に係る支援の強化

4月から本格的にスタートする地域計画の策定に向け、県が中心となって、関係機関・団体との調整を行い、計画策定及び計画策定後の実践活動の役割分担等の明確化を進めるとともに、地域振興局農業農村支援センターに設置いただいた専任チームによる、市町村における協議の場の開催、地域での話し合い、県内外の優良事例の横展開等の支援を強化されたい。

(2) 地域計画策定のモデル地区の推進

市町村において地域計画の策定を推進していくためには、モデル地区を設けることが有効と考えられることから、当会議と連携してモデル地区の設定・推進を進められたい。

また、モデル地区の活動に対し、重点支援体制の構築や、県農業農村支援センターによる人的支援を強化されたい。

(3) 地域の実態に即した目標設定の実現

地域計画を真に実効性のあるものにしていくためには、目標設定が適切に行われる必要がある。

このため、令和5年に予定されている農業経営基盤強化促進法に基づく県基本方針の目標設定に当たっては、地域の実情を十分に勘案し達成可能な目標を設定するとともに、市町村基本構想が地域の実態に合ったものとなるよう的確な支援・助言を行われたい。

(4) 樹園地の経営継承への支援

本県の果樹産地として生産力の維持・強化を図るため、樹園地の経営継承は大変重要な課題である。

これに向けて、中心的経営体及び新規参入を目指す者に対し経営継承が円滑に進むよう、新規就農者の育成・耕作放棄地の再生利用の取組など、県内外の優良事例を県内に横展開するための支援を行われたい。

また、個人経営体による樹園地の経営継承が難しい地域においては、集落・組合等が受け皿となって継承を進めるためのノウハウが必要となるため、先進地の取組の情報提供や地域の取組への支援を行われたい。

2 遊休農地の発生防止・解消

(1) 遊休農地対策の支援強化について

遊休農地再生活用を図るため、小規模な遊休農地を、簡易に再生できる事業を創設するとともに、基盤整備、受け皿組織の育成、新規作物導入への技術支援等の体制づくりや、他産業と連携した生産物の高付加価値化、販路の確保等の総合的な支援を強化されたい。

また、遊休農地等を再生し、担い手への農地の集積・集約化を進めるために有効な、農地中間管理機構関連農地整備事業については事業要望が多く、現地の要望に応えられない状況となっていることから、事業の円滑な実施が図れるよう、予算の更なる拡充を国に求められたい。

(2) 未相続農地の解消と活用について

相続に伴う未相続農地が今後とも増加することが懸念されることから、農地の相続人が速やかに相続登記を行うよう全国規模の広報活動を行うとともに、自ら耕作を行わず、農地中間管理機構への貸付意思も表明しない場合に、所有者に未相続農地活用を促す実効性のある対策を講じられたい。

(3) 非農地判断への対応

農業委員会は利用状況調査で再生利用が困難と判断した遊休農地について、直ちに非農地判断を行うこととされているが、調査が複雑化し業務量が増加する中で限られた人員での対応となるため、地域の実情や農業委員会の状況を踏まえた現実的な対応が行えるよう、国に働きかけられたい。

3 新規参入者の確保対策

(1) 新規参入者の呼び込み

コロナ禍による田園回帰の動きを積極的に取り込んでいくため、新規参入希望者に対する定住・就農に対する情報発信を強化するとともに、オンライン相談の拡充、農業経営継承の事例集の作成・配布等を行われたい。

(2) 資材等価格高騰に対応した就農支援の強化

営農開始に必要な資材・機械等の価格高騰により、就農希望者が営農計画を立てられない状況となっていることから、経営開始のための初度的経費への支援の強化を図られたい。

(3) 50歳以上の者への就農支援

国の担い手確保の支援事業については、現在、49歳以下を対象とした「新規就農者育成総合対策」の資金が措置されているが、50歳以上の者の対する支援がないことから、地域農業を担う担い手を一人でも多く確保するため、支援の拡充を国に働きかけられたい。

(4) 多様な担い手の確保に向けた支援の強化

過疎化等により、特に人材が不足している中山間地域における多様な担い手を確保するため、定年退職者の就農や企業等の農業参入支援、就農・参入後のフォローアップなど参入側・受入側双方への総合的な支援を強化されたい。

4 営農型太陽光発電における諸問題への対処

(1) 地域と調和した秩序ある営農型太陽光発電の推進

信州の自然豊かな農村景観は県民の宝であり、観光立県である本県にとって将来にわたって守っていく必要のある重要な地域資源でもある。

しかし、現状では「営農型太陽光発電」については、景観に着目した有効な設置規制がなく、景観を守りたい住民等とのあつれきが生じている。

このため、県の野立て太陽光発電施設に係る条例の検討と並行して、農地法以外の「景観の保全」や「災害の発生防止」などの住民に直接影響する課題への対応が適切に行えるよう、有効な対策を検討されたい。

(2) 営農計画が実現できない事案への対応

天災等の特別な事由がない状況で、農業委員会からの営農に関する改善指導にもかかわらず、複数年にわたって計画書に記載した営農を実践できない場合は、一時転用の再許可を認めないことを明記した運用通知を発出するよう国に求められたい。

また、一時転用許可後に作物の変更を行う場合には、新たに許可申請を行うよう制度の見直しを国に求められたい。

5 最適化活動を進める前提となる農業者の経営安定対策等

(1) 農業資材等の価格高騰対策

飼料・肥料、燃油など様々な農業資材の価格高騰や電気代の値上がりにより、農業経営に深刻な影響が生じており、今後も更なる価格上昇が懸念されている。


このため、現行の支援対策に加え、価格上昇に的確に対応した継続的な農家支援対策を措置するとともに、備蓄や原材料輸出国との協定の締結など、長期的な視点に立った恒久的な農業資材等の価格安定対策を国に求めるとともに、コストの上昇を的確に農産物価格に転嫁するための環境づくりを行われたい。

(2) 水田活用の直接支払交付金の交付要件の見直しへの対応について

国の水田活用の直接支払交付金制度の見直しにより、5年間1度も水稻を作付しなかった対象水田は交付金の対象外とされ、水田を畑地化した場合の国の支援も5年間のみとされたことから、令和10年度以降中山間地域を中心に、麦・大豆・そばの生産が困難となる恐れがある。

このため、今後、中山間地域等の条件不利地域において、これらの作物を持続的に生産できるよう、新たな支援措置の検討を国に求められたい。

農業者年金 加入推進ニュース



一般社団法人 長野県農業会議
令和5年3月15日<No.12>

☆2月の新規加入実績 ～ 長野県の加入目標まであと54人です！ ～

表1のとおり14市町村において、19人の新規加入者を確保いただきました。
これにより、令和4年度の新規加入者は、県全体で102人（目標達成率65%）となり、
全体目標達成は28市町村となりました（別紙）。誠にありがとうございました。

表1 2月の新規加入者数 (単位：人)

市町村名	新規加入者			市町村名	新規加入者		
		20～39歳	女性			20～39歳	女性
上田市	1	1	1	松本市	5	3	1
青木村	1			塩尻市	1		
原村	1		1	長野市	1		1
伊那市	2	1		小布施町	1		1
中川村	1	1	1	中野市	1		
松川町	1			飯山市	1		1
高森町	1	1		合計14市町村	19	8	7
下條村	1	1					

☆ 目標達成まで54人！ ラストスパートのお声掛けをお願いいたします。

☆制度周知は私たちの義務！ ～5年間で36人の加入実績～

<JA熊本市 村上信用次長さんの取組事例>

コロナ禍においても、毎年、新規加入者を多数確保している熊本県の取組事例を紹介します。

ポイント ① 農業委員会とJAとの連携強化により、間違いなく加入者は増えます。
② 事務局職員の熱意が、農業委員・推進委員を動かしています。

<JA熊本市 村上信用次長さんの取組事例>

- ・制度の内容を知れば知るほど、自信を持って推進できると思うようになりました。
 - ・県の加入推進大会で、女性の会の会長さんの「貯金はダム、年金は泉だ」の話に深く感銘。
 - ・私たちJAも農業委員会も、この制度を周知する活動に積極的に取り組むことは「義務」。
 - ・農業者年金制度を知らなくて加入できなかったとしたら、私たちの怠慢です。
- ◎農業委員とJA営農指導員が連携して加入推進に取り組めば、間違いなく加入者は増えます。

☆ 改選農業委員会は、農業者年金制度の勉強会の開催をお願いします！

年金制度の理解を深めることが加入推進に繋がりますので、勉強会の開催をお願いします。
❖説明は、農業会議におまかせください！ 日程調整しますので、ご相談ください。

<2月の主な開催実績>

- ・農業大学校(塩尻市)特別講義「畜産科・野菜・花きコース 農業者年金制度・私の年金プラン」
- ・農業大学校(須坂市)特別講義「果樹コース 農業者年金制度・私の年金プラン」
- ・南信州農業農村支援センター主催の「農業者年金制度説明会」(技術経営普及課職員対象)

農業者年金の新規加入推進活動の取組状況

(令和5年2月末日現在)

市町村名	令和4年度目標数			新規加入者数			目標達成状況		
	全体	うち 20~ 39歳	うち 女性	全体	うち 20~ 39歳	うち 女性	全体	うち 20~ 39歳	うち 女性
小諸市	3	2	1	4	1	2	○		○
佐久市	5	4	1	1		1			○
小海町	1	1		1	1		○	○	
佐久穂町	1	1		4	1	1	○	○	
川上村	9	9	4	1		1			
南牧村	4	4	2						
南相木村	1			1	1		○		
北相木村	1								
軽井沢町	1			1		1	○		
御代田町	2	1	1						
立科町	1	1							
佐久計	29	23	9	13	4	6	5	2	2
上田市	4	4	1	1	1	1			○
東御市	2	2	1						
長和町	1			1	1		○		
青木村	1			1			○		
上田計	8	6	2	3	2	1	2	0	1
岡谷市	1								
諏訪市	1								
茅野市	2	1	1						
下諏訪町	1								
富士見町	1	1		3		2	○		
原村	2	2	1	2	1	1	○		○
諏訪計	8	4	2	5	1	3	2	0	1
伊那市	3	2	1	3	1		○		
駒ヶ根市	1	1		2	1		○	○	
辰野町	1								
箕輪町	1	1		1	1		○	○	
飯島町	1	1		1	1		○	○	
南箕輪村	1	1							
中川村	1			1	1	1	○		
宮田村	1			1	1		○		
上伊那計	10	6	1	9	6	1	6	3	0
飯田市	6	5	2	4	3	1			
松川町	3	2	1	2	1				
高森町	2	1	1	2	1	1	○	○	○
阿南町	1								
阿智村	1								
平谷村	1								
根羽村	1								
下條村	1			2	2		○		
売木村	1								
天龍村	1								
泰阜村	1								
喬木村	1			2	1	1	○		
豊丘村	1	1		2	2	1	○	○	
大鹿村	1								
南信州計	22	9	4	14	10	4	4	2	1

市町村名	令和4年度目標数			新規加入者数			目標達成状況		
	全体	うち 20~ 39歳	うち 女性	全体	うち 20~ 39歳	うち 女性	全体	うち 20~ 39歳	うち 女性
上松町	1								
南木曾町	1								
木曾町	1								
木祖村	1								
王滝村	1								
大桑村	1								
木曾計	6	0	0	0	0	0	0	0	0
松本市	11	8	4	8	3	3			
塩尻市	4	3	1	6	1	1	○		○
安曇野市	5	4	2	3	2	1			
麻績村	1								
生坂村	1								
山形村	2	2	1	2	2		○	○	
朝日村	1	1	1	3	1	1	○	○	○
筑北村	1								
松本計	26	18	9	22	9	6	3	2	2
大町市	1	1							
池田町	1	1		1	1	1	○	○	
松川村	1	1							
白馬村	1								
小谷村	1								
北アルプス計	5	3	0	1	1	1	1	1	0
長野市	9	5	4	4		1			
須坂市	4	3	2	6	4	1	○	○	
千曲市	2	1	1	3	2		○	○	
坂城町	1			1	1		○		
小布施町	3	1	1	1		1			○
高山村	1	1							
信濃町	1	1							
飯綱町	2	1	1	1					
小川村	1								
長野計	24	13	9	16	7	3	3	2	1
中野市	9	6	3	8	3	2			
飯山市	2	1	1	4	1	2	○	○	○
山ノ内町	4	3	2	7	3	4	○	○	○
木島平村	1	1							
野沢温泉村	1								
栄村	1								
北信計	18	11	6	19	7	8	2	2	2
県計	156	93	42	102	47	33	28	14	10

65% 36%

は、令和4年度目標数を達成した市町村。



の加入推進

熊本県 JA熊本市天明支店
信用次長 村上 能久さん

制度周知は私たちの義務 5年間で新規加入者36人を確保

5年前に天明支店の信用次長に就任して初めて農業者年金を知りました。制度の内容を知れば知るほど自信を持って推進できると思うようになりました。農協職員でも加入できるのであれば加入したいと思うほど、良い制度だと確信しました。県の加入推進大会で、長崎県南島原市のうねん女性の会の会長さんが「貯金はダム、年金は泉だ」と話されたことに深く感銘しました。

こんなすばらしい年金制度があることを詳しく知らない農家の皆さんがまだ多数いらつしやいます。私たち農協も農業委員会の皆さんも、この制度を周知する活動に積極的に取り組むことは義務だと思っています。農業者年金制度を知って加入しないのは本人の自由ですが、知らなくて加入できなかつたとしたら、私たちの怠慢です。幸いにも30年近く農協で、営農指導など農家に寄りそい仕事をしてきましたので、農業経営の大変さがよく分かります。農家のお役に立てるように心掛けてきました。

農家に寄りそい制度周知を

私は毎年、農家の経営状況や後継者の有無などを踏まえて10人くらいをリストアップします。その方々に、まず、JA支店の窓口などで短時間で声を掛け、その後機会を見て戸別訪問します。11月～1月の税務申告を準備する期間に重点的に推進しています。2017年度から5年間で36人の方々に加入していただきました。

説明の中で強調するのは、①税制面の優遇、②政策支援加入での保険料補助、③貯金の金利と農業者年金の運用利回りの違い、④保険料は積立方式で自由に設定でき、停止することも再開することもできること——などです。後継者の加入については親に話しますし、親の方から「そろそろ後継者を加入させたい」と言ってくるケースもあります。50代の中高年の方々には事業主であり、貯金をするよりも利回りが良く、節税にもつながるということで関心が高いです。

若い農家の皆さんが夢や希望を

持って営農し、栽培技術を磨きやりがいと満足感を感じてほしいと願っています。そのため融資や税務、福利厚生との相談を受け、農家のお手伝いをしており、農業者年金の推進もその中のひとつです。

農業委員さんと私たちの営農指導とが連携して加入推進に取り組めば、間違いなく加入者は増えます。私は担当が変わっても、今後とも農業者年金の周知活動は続けていきます。

(むらかみ よしひさ 1970年、熊本市生まれ。JA熊本市で勤続29年。購買、営農指導・販売の業務、経済次長を経て2017年より現職、農業者年金を担当。17年度より4年連続で熊本県農業者年金優良加入推進活動の個人表彰・農協中央会会長賞第1位)

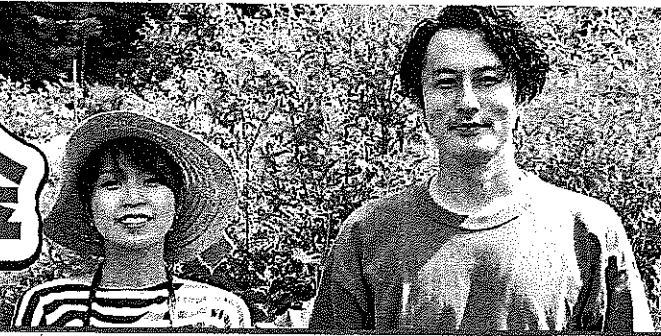
農業者年金の新規加入実績

	熊本市	JA熊本市管内	村上さんの声掛けによる
2017年度	28人	26人	5人
18	41人	32人	10人
19	25人	19人	6人
20	25人	21人	8人
21	32人	27人	7人

注) 熊本市はJA熊本市のほかJA熊本うき、JA鹿本が部分的に入っている

農業経営者の皆さまへ

雇用就農資金



全国農業会議所は、49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して資金を助成する「雇用就農資金」を実施します。

今回、本事業のうち以下2タイプの募集を行いますので、事業実施を希望される場合は、令和5年3月1日(水)～4月4日(火)(必着)に雇用就農資金HPの「応募申請フォーム」より申請を行ってください。

- ◎雇用就農者育成・独立支援タイプ：農業法人等が就農希望者を雇用し、農業就業又は独立就農に必要な実践研修を実施する場合に資金を交付
- ◎新法人設立支援タイプ：農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す者を雇用して実践研修を実施する場合に資金を交付

※ 農業法人等が職員等を次世代の経営者として育成するために実施する派遣研修を支援する「次世代経営者育成タイプ」も募集を開始します。(助成開始時期は、都道府県農業会議等にお問い合わせください。)

なお、本事業の実施は令和5年度予算案の成立が前提のため、その内容に応じて事業内容等の変更があり得ることに御留意願います。

助成内容

支援タイプ	助成期間	助成額 ※1,2
雇用就農者育成 独立支援タイプ	最長 4年間	年間最大 60万円 (月額5万円)
新法人設立支援 タイプ		年間最大120万円 (月額10万円) (3-4年目は最大60万円) (月額5万円)

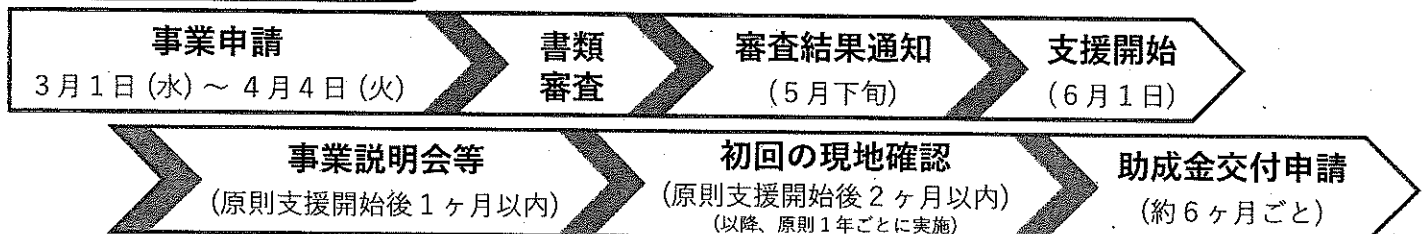
※1) 各タイプともに、新規雇用就農者が多様な人材(障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等)の場合は、年間最大15万円(月額1.25万円)が加算されます。

※2) 事業実施期間が3ヶ月未満の場合は助成金は交付されません。

募集期間等

募集回	募集期間	支援期間	支援対象となる 新規雇用就農者の採用日
第1回	2023年3月1日～4月4日	2023年 6月1日～ 2027年5月31日	2022年 6月1日～ 2023年 2月1日
第2回	2023年 7～8月 (予定)	2023年10月1日～ 2027年9月30日	2022年10月1日～ 2023年 6月1日
第3回	2023年10～11月 (予定)	2024年 2月1日～ 2028年1月31日	2023年 2月1日～ 2023年10月1日

応募～採択後の流れ



必ず募集要領で詳細をご確認ください！

事業実施にあたっての主な要件

農業法人等の要件

- ① おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体等）等であること。
- ② 十分な指導を行うことのできる指導者（当該農業法人等の役員又は従業員で、5年以上の農業経験を有する者等）を確保できること。
- ③ 新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること（独立が前提の場合は、期間の定めのある雇用契約で可）。
- ④ 働きやすい職場環境整備に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと。
- ⑤ 雇用保険及び労災保険に加入させること（法人の場合は厚生年金保険及び健康保険にも加入）。
- ⑥ 1週間の所定労働時間が年間平均35時間以上であること（新規雇用就農者が障がい者の場合は20時間以上で可）。
- ⑦ 過去5年間に本事業、農の雇用事業等の対象となった新規雇用就農者が2名以上いる場合、当該就農者の農業への定着率が2分の1以上であること。
- ⑧ 研修内容等を就農に関するポータルサイト（農業をはじめる.JP）に掲載していること。



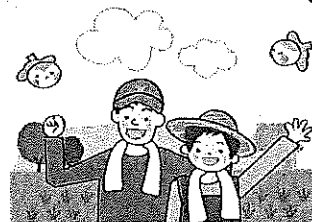
URL : https://app.be-farmer.jp/training_users/sign_in



(研修内容等登録フォーム)

新規雇用就農者の要件

- ① 支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する50歳未満（採用時点）の者であること。
- ② 支援開始時点で、採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること。
- ③ 過去の農業就業期間が5年以内であること。
- ④ 原則として農業法人等の代表者の3親等以内の親族でないこと。
- ⑤ 過去に就農準備資金、農業次世代人材投資資金（準備型）等で同様の研修を受けていないこと。



★ 過去に本事業の支援対象となった新規雇用就農者が離農している場合には、離農した新規雇用就農者の数を超えて雇用した新規就農者の増加分が支援対象になります。

事業に関する問合せ先

- ・ 詳細は都道府県の農業会議等へお問い合わせください。
- ・ 農業会議等の連絡先、募集要領・応募申請フォーム等は以下の公式HPでご確認ください。

9

令和5年度 農作業標準労賃

長野県農政部長
 (一社)長野県農業会議
 JA長野中央会

		令和4年度		令和5年度		摘 要
		計算金額	決定額	計算金額	決定額	
稲 作	一般作業	872.47円	877円	894.36円	908円	1時間当たり
	田植え作業	963.78円	960円	979.01円	980円	〃
野 菜	一般作業	872.47円	877円	894.36円	908円	〃
果 樹	せん定作業	1,420.30円	1,420円	1,448.12円	1,450円	〃
	袋掛け作業	2.08円	2.08円	2.12円	2.12円	1重袋1枚当たり
	一般作業	872.47円	877円	894.36円	908円	1時間当たり
きのこ	一般作業	872.47円	877円	894.36円	908円	〃
花 き	一般作業	872.47円	877円	894.36円	908円	〃

(注)

- (1) 食事は、作業者負担とした。
- (2) この基準は、1日当たり実労働時間8時間を基準とした。
- (3) 令和5年度のアップ係数は、算出年度の試算対象3カ年のアップ率の平均値で算出した。
 - ・令和5年度アップ係数 = (3年度1.01300 + 4年度1.01524 + 5年度1.03101) / 3 = 1.0198
 - ・令和5年度農作業標準労賃 = 令和4年度農作業標準労賃 × 1.0198
- (4) 最低賃金が908円に改定されたため、これを下回らないように配慮した。

令和5年度 農業機械作業標準料金

長野県農政部
 (一社)長野県農業会議
 JA長野中央会

(単位：10a当たり、円)

	費目	構成比 (%)	令和4年度		令和5年度			備考
			算出額	決定額	アップ率	算出額	決定額	
耕起	機械費	64%	5,702	9,200	105.40%	6,206	9,600	トラクターとロータリー (参考：機械費アップ率) ①トラクター 1.0350 ②ロータリー 1.0730 平均 1.0540
	燃料費	11%	1,198		100.65%	1,019		
	労働費	16%	1,428		101.98%	1,501		
	運営管理費	9%	833			873		
	計	100%	9,162			9,598		
代かき	機械費	67%	5,427	8,300	110.98%	6,171	9,000	トラクターと代かきハロー (参考：機械費アップ率) ①トラクター 1.0350 ②ハロー 1.1845 平均 1.1098
	燃料費	10%	965		100.65%	835		
	労働費	14%	1,108		101.98%	1,185		
	運営管理費	9%	750			819		
	計	100%	8,250			9,011		
田植え	機械費	72%	8,415	11,800	107.03%	9,093	12,500	6条乗用 (参考：機械費アップ率) 6条乗用 1.0703
	燃料費	3%	431		100.65%	356		
	労働費	16%	1,883		101.98%	1,925		
	運営管理費	9%	1,073			1,137		
	計	100%	11,801			12,512		
収穫	機械費	83%	20,738	25,100	103.43%	21,548	25,900	5条刈り (参考：機械費アップ率) コンバイン 1.0343
	燃料費	2%	614		100.65%	505		
	労働費	6%	1,510		101.98%	1,536		
	運営管理費	9%	2,286			2,359		
	計	100%	25,148			25,948		

令和5年度決定額＝4年度決定額×構成比×アップ率

(注)

- (1) 水田10ha、作業受託10ha経営を基準とした。
- (2) 機械装備は、県内の実態を勘案して、トラクター40馬力、ロータリー(1.8m)、代かきハロー(2.4m)、田植機(6条)、コンバイン(5条)とした。
- (3) 農機資材等の購入に係わる消費税(10%)を積算基礎に含めた。
- (4) 上記(2)(3)を基本モデルとして、機械費・燃料費・労働費を算出した。
- (5) 運営管理費は、機械費・燃料費・労働費合計の10%として算出した。

制 定 平成30年5月15日30農振第78号
最終改正 令和4年3月31日3農振第2887号

各地方農政局長
各都道府県知事
内閣府沖縄総合事務局長
一般社団法人全国農業会議所会長 } 殿

(農林水産省) 農村振興局長

支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて

(抜粋)

(2) 農地転用許可権者の確認事項

農地転用許可権者（転用許可をする権限を有する都道府県知事又は指定市町村（法第4条第1項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の長をいう。以下同じ。）は、一時転用許可を行う場合には、農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知。以下「処理基準」という。）及び「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「運用通知」という。）の定めによるほか、申請内容が次に掲げる事項に該当することを確認するものとする。

ア 申請に係る転用期間が別表の区分に応じた期間内であり、下部の農地における営農の適切な継続を前提として営農型発電設備の支柱を立てるものであること。

イ 簡易な構造で容易に撤去できる支柱として、申請に係る面積が必要最小限で適正と認められること。

ウ 下部の農地における営農の適切な継続（次に掲げる場合のいずれにも該当しないことをいう。）が確実に認められること。

a 営農が行われない場合

b 下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少する場合（荒廃農地を再生利用する場合（下部の農地が別表の区分(2)に該当する場合をいう。以下同じ。）を除く。）

c 下部の農地の全部又は一部が法第32条第1項各号のいずれかに掲げる農地に該当する場合（荒廃農地を再生利用する場合に限る。）

d 下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていると認められる場合

営農型発電設備の実務用Q & A

(都道府県、市町村及び農業委員会担当者向け)

※ このQ & Aは、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いに関して、整理したものです。今後、更に運用実態を踏まえて本Q & Aを充実していきます。

令和3年7月 (改訂版)
農林水産省

問34 令和3年3月の通知改正前に営農型発電設備に係る一時転用許可を受けて荒廃農地を再生利用している場合、今後の営農の適切な継続の確認の扱いはどうなるのか。

令和3年3月の通知改正前に営農型発電設備に係る一時転用許可を受け、荒廃農地を再生利用している場合は、令和3年3月の通知改正以降の「営農の適切な継続が行われていること」の判断基準については、2割以上単収が減収しないことに代えて、農地法第32条第1項各号のいずれかに掲げる農地（遊休農地）に該当しないことにより判断することになります。

ただし、営農者は「営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書」（通知別紙様式例第1号。以下「営農計画書」といいます。）に則って営農を行っていることから、農地転用許可権者が一方的に判断方法を変えることは適当ではありません。

このため、新たな判断基準は、営農者等が、当該基準に対応した新たな営農計画書を作成し、その内容を農地転用許可権者が確認する手続をとった上で適用することが適当と考えます。